

東 亞 經 濟 論 叢

第 壹 卷 第 參 號

昭 和 十 六 年 九 月

上海に於ける金融機構……………	經濟學博士 小島昌太郎
中晚唐時代に於ける燉煌地方 佛教寺院の礎礎經營に就きて……………	文學博士 那波利貞
支那古代經濟史概観……………	經濟學士 穗積文雄
支那國家銀行の統制力……………	經濟學士 德永清行
西歐思想に於ける東洋社會論の意義……………	經濟學士 島 恭 彦
滿洲に於ける特殊會社の再組織問題……………	經濟學士 山本安次郎
滿洲貿易構成の變化……………	經濟學士 岡倉伯士
ハウスホーファアの東亞文化政策……………	經濟學士 出口勇藏
買辦發生の社會的根據……………	經濟學士 鈴木総一郎
東亞經濟圈に於ける米生産の發展……………	經濟學士 大上末廣
北京回教徒の職業……………	經濟學士 澤崎堅造
支那紡績勞働請負制度の發達……………	經濟學士 岡部利良

(禁 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

支那紡績勞働請負制度の發達 (一)

—その存立の基礎並びに普及の程度について—

岡 部 利 良

支那紡績業に於ける勞働請負制度については、既に先きの二つの拙稿に於いてこれを取扱ひ、そこで、この制度に關する一般的な諸問題並びにこの制度の内容を構成する具體的な諸關係を明かにした。本稿では更に、この制度存立の基礎及びその普及の程度について明かにしたいと思ふ。問題の要點は、この制度の發生・存続の基礎を吟味し、更にこれらの條件の下にこの制度が支那の各紡績業地に於いてどの程度に存在してゐるか——或ひは存在してゐないか——を具體的に見ることにある。

第一 本制度存立の基礎

支那の紡績勞働請負制度は、如何にして發生し、存続してゐるかと言ふその具體的な基礎を、先づ明かにしようと思ふ。このことは同時にまた、かゝる觀點からする、この制度の有つ支那的な性格を説明するものに外ならなす。

この紡績勞働請負制度の發生・存続の基礎は、基本的には、支那農業に於ける半封建的諸關係並びに支那の紡績業經營に於ける利潤追求の植民地的性格に求められる。然しかゝる一般的な關係のみならず、更にこれらの關

1) 拙稿、支那紡績業に於ける勞働請負制度、東亞經濟論叢、昭和十六年二月。
2) 拙稿、支那紡績勞働請負制度の様式、東亞經濟論叢、昭和十六年五月。

係の下に種々の具體的な特殊事情の存在することを見逃せない。紡績業に於ける労働力の特殊性、中間收取者たる請負人の存在、各紡績業地に於ける地域的特殊性、等の如きがそれである。これらの問題點は、以下に於いてそれ／＼明かにされるであらう。

一 從來の若干の見解

右のやうな種々の關係とこの労働請負制度がどのやうな關聯を有つてゐるかと言ふことは、然し、從來必ずしも充分明瞭に捉へられてゐるとは言へない。例へば駱傳華氏に依れば、一般に支那の『包工制』（労働請負制度、請負人親方による作業請負制度）、更に紡績労働請負制度の發生的事情について次のやうに述べられてゐる。

『最近十數年來（この書が出されたは一九三三年である——引用者）、中國農村の崩壞、經濟の破産により、多數の農民は何れもその本來の職業を棄て、都市の中心に集り、工場労働に従事することを求めるやうになつた。こゝに於いて無頼流民の徒は、この機に乗じて起ち、各種の労働請負制度（包工介紹制度）を組織して利益を暴つたので、そのため一般の労働者は何れも牛馬のやうな奴隸となつた。……………」

〔紡績工場に於ける〕労働請負制度は、全く國內の各外人工場から發生したものである。當初外國人が中國に來て工場を設置するに當り、風俗や言葉が何れも非常に相違してゐたゆゑ、労働者の管理に多くの困難があつた。そこで彼等外國人達はその土地の流民無頼の徒や巡捕等を利用して、自己に代つて労働者の募集や管理をなさしめたのである。かくてこゝに、弊害は續出し、かゝる特殊な現象を形成するに至つた。それは以來今日に及び、遂に一種の公然たる祕密となつてゐる。』¹⁾

こゝに駱氏の指摘するところは、一方に於ける支那農村經濟の崩壞・窮乏化、請負人の發生、他方に於ける外人紡績工場（以下外人紡績或ひは外國紡績資本等と言ふ場合、何れも日本のそれを含み、而かも現在では日本がその大部分を占めてゐる）に於ける特殊事情である。（なほ右の駱氏の説明のうち、歴史的な事實に關する點について若干疑問に思はれ

1) 駱傳華、今日中國勞工問題、民國二十二年、217—220頁。

るところがあるがこゝでは立入らないでおく。

また戸田義郎氏は、この紡績労働請負制度の存在を可能ならしめる根本的事情として、次のやうな諸點をあげてゐる。(一)支那では大規模な公設職業紹介機関がないので、紡績資本家が農村から労働力を得るには勢ひ周旋者(請負人の意——岡部)を利用することが必要であり、また都市に待機せる地方民も、一般に労働の機會が乏しく而かも既に周旋者の活動が行はれてゐるため、彼等に依存せざるを得ない。(二)支那紡績労働者の恣意的な生活態度、或ひは彼等による寄宿舎制度の効果的な利用が困難なること等のため、支那の紡績業に於いては寄宿舎制度が發達し得ず、従つて紡績資本家による労働者の管理も實行し難い。(三)周旋者と労働者の間に契約自由の原則が存在する以上、彼等の間に如何なる收奪の方法が講じられることも避け得ない。かくしてこれらの事情の故に、支那紡績業に於ける労働請負制度は『絶対に之を廢止することは不可能である』とされてゐる。²⁾

然しながら、このやうな問題の捉へ方によつて、現に見るが如き支那紡績労働請負制度の發生・存続の根據は充分説明し得られるだらうか。右兩氏の述べるところには勿論肯定さるべきものも存在するが、然し更になほ吟味が加へられなければならないだらう。

一般に、支那農村の窮乏化或ひは支那に於ける過剩労働力の存在がこの労働請負制度の存立に對し重要な要因をなしてゐることは、右の兩氏のみならず既に人々の指摘するところであり、事實また、これらの點はこの制度の基本的な基礎となしてゐるものである。たゞ過剩労働力の存在については、それが無條件にこの制度存立の要因をなしてゐるか否かは問題であり、そして現に必ずしもさうでない場合のあることを注意すべきである。

2) 戸田義郎稿，續支那紡績労働の吟味，支那研究，昭和十三年三月，117—119頁。

他方、外人紡績に關して駱氏の述べてゐるところは、この制度の發生・存立から見るとき、現象的な一部の問題たるに過ぎない。成程、風俗、習慣等の相違が、外人紡績に於ける請負人發生の一つの重要な理由をなしてゐたことは事實であらう。然し、問題を外人紡績に限つて見ても、このやうな事實のみを以つてしては、現に見るが如き性質を有つ請負人の存在を充分説明することは困難であらう。或ひは發生的には駱氏の言ふ如くであつたにしても、其後かゝる風俗、習慣等の相違による障害は可なり緩和されて居り、またこのやうな相違が存在したにも拘らず、外人紡績に於いてもかゝる勞働請負制度の發達を見ないものが存在してゐるのである。青島に於ける日本人紡績の如きその事例としてあげられよう。

更にこの制度は、發生的には駱氏の言ふ如く先づ外人紡績で行はれたものであるにせよ、然しそれは單に外人紡績に特有のものではなく、支那人紡績に於いても亦行はれて來たものである。普及の程度から言へば、それは前者に於いてヨリ多く行はれてゐると言はれてゐるが、然し後者に於いてもその存在は見られるところである。後者に於いては、勿論、風俗、習慣等の相違が何ら問題を提供するものでないことは自明である。それ故、問題は單に外人紡績の特殊事情のみにあるのではなく、更にこの制度に對する一般的な基礎が求められなければならぬ。³⁾

戸田氏が問題にしてゐる點についても、一般に請負人の存在がこの制度の存立上重要な役割をなしてゐることは同氏の指摘される通りであるが、然し同氏の言はれる寄宿舎制度の未發達なる事實に關しては、氏の論據に異論を有たざるを得ず、その理由は後に述べるところによつて明かにされるだらう。更に、周旋者と勞働者の間に

3) 戸田義郎、前掲稿、119頁參照。

於ける契約自由の原則が労働請負制度の存在を可能ならしめてゐると言ふ同氏の解釋に至つては、問題の所在より遙かに離れてゐるやうに考へられる。

それでは、この労働請負制度は如何なる基礎の下に發生し、存続してゐるのか。それは、既に冒頭に指摘した問題を明かにすることによつて答へうるだらうと思ふ。

二 労働請負制度存立の地盤としての支那農村

既に指摘したやうに、支那の農業・農村に於ける諸關係こそ、この労働請負制度に對する基本的な地盤をなすものである。然しかゝる農業、農村に關する諸問題は既に多く論じられて居り、こゝでは必要な限りの若干の事實を述べれば足りるであらう。

支那の農業を特質づける一聯の諸關係、即ち、人口の七、八割を占めると言はれる老成・過剰な農村人口、土地所有の集中と經營の零細化、技術の後進性、小作制度の發達とそこに於ける高率な小作料、農業雇傭労働に於ける隷農的性質、高利貸資本の壓迫、商品農産物に見る不等價交換、等々の諸事實の結果、そこに必然的に齎らされてゐるものこそ周知の如き支那農村の窮乏化である。加ふるに、苛捐雜稅の重壓、天災、兵亂の度重なる襲來等は、その窮乏化を限りなく加重せしめる。かくして多數の農民は、土地から、そして農村からの游離を餘儀なくされるのであるが、他方、都市の經濟はまたその未發達の故に彼等を充分吸収し得ない。こゝに農村、都市を通じて老成な過剰労働力が集積され、労働の機會を得んとする者は如何なる條件にも甘んじざるを得ないのである。窮乏化する農民は、かくしてその子女を、時には妻をも賣るのである。

- 1) Fong, H. D., *Industrial Organization in China*. 1937, pp. 39-40. 但しこゝに言ふ労働請負制度は、一般に雇傭關係のうち仲介者の介在する制度の意味に用ひられてゐる。
- 2) Smith, A. H. *Village Life in China*. 1899, p. 258. (鹽谷, 仙波譯, 支

その上こゝにまた支那の家族制度の悪影響が加つてゐる。方顯廷氏は、支那に於ける労働請負制度の結果が他の多くの國よりも一層悪いのは支那の特殊的原因によるものとし、その一つとして、支那の家族制度に於ける家族のための個人の犠牲と、家族的な保護を欠く身寄りのない者への殆んど信じ難い不人情を指摘してゐる。更にこれが女子の場合には、一般に支那に於ける女達に對する傳統的な差別的取扱ひも注意されねばならぬだろう。支那では元來、女はこの世に生れて來ること自體が『大體において歡迎されない』²⁾のである。

支那の紡績労働請負制度に見られる『人身賣買』の事實も、このやうな諸事情にその地盤を有つものである。一般に支那では今日なほ人身賣買は少なからず行はれ、³⁾即ち、『中世紀的な人身賣買は、法律でこそ禁止されてゐるが、事實公認された重要な商品賣買である』⁴⁾とさへ言はれてゐる。現に人身賣買・質入に關する幾多の事實が見出される。そしてかゝる關係の下に買受けられて都市に連れ來たられたものゝ一部こそ、この労働請負制度に於ける請負人に譲渡された労働者、即ち包身工なのである。包身工たる紡績女工に關する契約には、一定の期限が付され、また形式的には賣買の形がとられてゐないにしても、それは、實質的には明かに一種の人身賣買に外ならない。

これらの事實は、然し單に農村に於けるばかりでなく、都市に於いても亦見られるところである。たゞ都市に於ける事實も、基本的には、農村に於ける前述の如き諸關係を背景としてゐるものであることは明かであらう。

三 資本の要求——募集・管理に於けるその具體的な表現

以上のやうな事實こそ支那紡績労働請負制度にとつて基本的な地盤をなすものではあるが、然しこの制度は單

那の村落生活, 320—321頁)。

3) 例へば、マヂヤール、井上照丸譯、支那農業經濟論、270—272頁；天野元之助、支那農業經濟論(上)、580—583頁、等參照。

4) 天野元之助、前掲書、581頁

にかゝる地盤の存在のみによつて發生・存續せしめられてゐるのではない。そこには更に、資本の要求が重要な役割をなしてゐることを知らねばならない。そしていま我々の問題は、かゝる要求が支那に於ける紡績業經營、延いてそこに存在する勞働請負制度にどのやうな形で具體的に現はれてゐるかと言ふ點にある。

既に別稿に於いて述べた如く、¹⁾この勞働請負制度の有つ具體的な機能は、紡績資本家と紡績勞働者の間に介する請負人によつて、勞働者(包身工)の募集・周旋並びに工場外(宿舍)に於ける彼等の衣食住の世話・管理がなされる點にあり、而して紡績業經營者にあつては、主としてかゝる點にこの制度の意義も認められてゐる。それ故支那に於ける紡績資本の觀點から右の如き包身工の募集——管理の實情を明かにすることは、同時に紡績資本の側面から見たこの制度存立の根據に對し答へ得ることとなるであらう。

一、紡績勞働者募集上の問題　支那の近代工業に於ける勞働請負制度は、紡績業に於いて代表的に見られるものであるが、それは、紡績業が大規模な工業部門にして多數の勞働者、特に多くの女子勞働者を使用することによる^{註1)}ところが多い。こゝにヨリ積極的な勞働者募集活動の必要を生じ、かくてその擔當者たる請負人を利用する意義、従つてまた彼等の活動の地盤が與へられる。勞働請負制度の場合、使用勞働者は勿論必ずしも女子勞働者であることを必要とするのではないが、女子勞働者の方に包身工としての條件がヨリ多く具備されてゐることは争はれない。

たゞ然しかゝる募集活動の必要程度、請負人の利用に關しては、勞働力の需給關係、其他の事情によつて、地域的にそれ〴〵特殊性が見られ、この點支那の全紡績業について一様には言ひ得ない。地域的に見れば、これらの

5) Cf. Shanghai Municipal Council, Child Protection Section, reprinted from 1939 Annual Report, P.2.

1) 拙稿、支那紡績業に於ける勞働請負制度、前掲誌、220頁以下。

必要・利用の程度は特に上海の紡績業に於いてヨリ大であり、従つて以下に述べる紡績勞働者の募集事情も上海の場合に最もよく妥當する。^(註二)

(註一) (註二) 支那紡績業に於ける勞働者數は一九三七年三月の調査(華商紗廠聯合會調査)で合計約二十三萬人餘に達してゐる。この數は支那に於ける他の近代的工業部門に較べ格段に多く、これに匹敵する勞働者を擁する部門は他に見出せない。而して右の紡績勞働者のうち丁度半分が上海に集中してゐる。上海の占めるこの割合を更に遡つて見れば、一九一八年には六一・八%、一九二八年には五四・六%を示してゐる。

支那の紡績勞働者に於ける女子勞働者は、一般に中支に多く北支にはヨリ少い。例へば上海の紡績業では、全勞働者のうち、女工は大體八割前後を占めて居り、即ち、日本人紡績に於けるその割合は七八% (一九三九年六月末現在)²⁾ 支那人紡績に於けるそれは八三% (一九三二—三三年調査)³⁾ となつてゐる。これに對し北支に於ける女工の割合は、青島に於いて約五〇% (一九三九年七月現在)⁴⁾ 天津に於いては約三六% (一九三八年十一月末現在)⁵⁾ に過ぎない。而かも北支に於ける右の割合は、近年増加した結果この程度に達したもので、やゝ以前に遡ればこれよりずつと少ない。⁶⁾

一般に支那に於ける豊富な過剩勞働力の存在については常に語られて居り、このことは先きにも指摘したところである。工場所在地で所要の勞働者數を充たすことの容易でない場合も存在するが、然し都市に待機してゐる少なからざる勞働豫備軍を見出すことは通常敢へて困難でないだらう。例へば上海の紡績工場に於いても、從來門前の一枚の募集廣告によつて、所要人員より多數の勞働者が殺倒すること屢々であると言はれる。それに拘らず積極的な勞働者募集活動を必要とし、而かも、地方の農村にまで出掛けなければならぬのは何故であるか。それは要するに、工場の近くに豊富な勞働豫備軍が存在するにせよ、街頭のそれらの勞働者は、經營者にとつて必ずしも有効な存在ではないからである。この場合問題は、勞働者の質の如何にかゝつてゐる。この質の如何を問

2) 在華日本紡績同業會調査
 3) 王子建、王鎮中、七省華商紗廠調查報告、附錄第十四及び第十六表。
 4) 吉田美之稿、青島紡績勞働事情、滿鐵調查月報、昭和十五年六月、78頁。
 5) 滿鐵調查部調、但し天津日本商工會、北支經濟事情、昭和十四年三月、

はなければ、上海の如きに於いても、一時に多数の労働者を必要とする場合でない限り、従来、上海自體で所要の労働者を求めることは別に困難でないと言はれ、また現に労働者の調達を殆んど上海だけで行つてゐる工場も存在する。労働者の雇用に關しその程度に行ふかは各工場の經營政策によつて異なるところであり、このことはまた各工場に於ける労働請負制度の有無・存在の程度と密接なる關係を有つてゐる。

これに對し、労働者の質を問題にし選擇をや、嚴密に行ふとすれば、工場の存在するその都市で所要の労働者を得ることは、屢々必ずしも容易ではない。労働の機會を待ちあぐんでゐる労働者が其處に數多く存在する場合でも、一般に既に都會に居住してゐて多かれ少かれ都會慣れした者や、既に所々の工場を渡り歩いて來たやうな労働者は、言ふまでもなく經營者にとつて決して好ましい存在ではない。經驗工である場合は、その限りに於いてヨリ利用性を有つが、反面彼等にはまた種々の弊害も伴ふ。そこで労働者は『進歩に觸れてゐなければゐないほどよい』のである。而かもこのやうな労働者が比較的容易に入手し得るとすれば、經營者として彼等を選ぶのは當然である。上海のある大きな日本人紡績では、一般に經驗工を殆んど採用せず、農村出の未経験工ばかりを採用する方針を採つてゐる事例さへ見出される。

工場の所在地或ひは附近に労働豫備軍も多く見出されず、其處で労働者を得ることが困難な場合には、他の地方、特に農村に労働者を求めなければならぬことは言ふまでもない。そして農村から労働者を募集するのは、このやうな必要による場合も勿論存在するが、然し以上に指摘した如き事情に由來するところも少くない。

何れにしてもこのやうに労働者を地方から求めることを要するとすれば、こゝに募集員を派遣し、或ひは他の

- p. 133による。
6) Cf. Fong, H. D., Cotton Industry and Trade in China, 1932, pp. 146—149
7) Fong, H. D., Industrial Organization in china, p. 39.

仲介者に依存する必要を生ずる。そして現にこの仲介者の重要な一部として活動してゐるのが、勞働請負制度に於ける請負人である。彼等が經營者とのやうな關係にあり、また彼等による勞働者募集活動がどのやうにして行はれるかは既に述べたところである。⁸⁾勞働請負制度の存在は一つには正にかゝる勞働請負人の利用性にその根據を有つてゐる。人々はそこに、資本の要求がどのやうに働いてゐるかを見出し得よう。

二、寄宿舎制度の未發達 募集活動と共に請負人が行ふところの、工場外(寄宿舎)に於ける勞働者(包身工)の世話・管理の點についても、何故これらのことが工場經營者自身によつてなされないかど一つの問題となるであらう。

支那の紡績業に於ける勞働者の管理設備、福利施設等は、他の工業部門に較べるならばヨリよく整備されてゐるであらうが、然し一般に後進國に於いてさうであるやうに、未だ多くの不備、欠陥が残されてゐる。日本の紡績工場に於ける寄宿舎制度の如きも、支那の紡績工場には今日なほ部分的に見られるに止まり、一般的には行はれてゐない。⁹⁾日本の寄宿舎制度がどのやうな性質を有つものであるにせよ、それは、支那の紡績勞働請負制度に於ける包身工の管理方法から見ると、ヨリ進歩したものであることは争はれない。

一般に、工場外に於いても勞働者の管理を必要とする場合、日本の紡績業に於ける寄宿舎制度の如きは、その有力な方法である。支那の紡績業に於いても、勿論かゝる管理の必要は存在するのであるが、然しそこに於いて、所要の施設を欠いてゐるとすれば、これに代る管理方法を必要とするはずであり、而して勞働請負制度による管理方法は、正にその一個の代用的方法に外ならない。もつとも工場外に於ける勞働者の管理は不可欠なもの

8) 拙稿、支那紡績勞働請負制度の様式、前掲誌、138—145頁。

9) 經營者の方で勞働者のために住宅を設けてゐる場合は多いが(所謂職工社宅)、これは通常一種の貸家である。この場合も時に寄宿舎制度と呼ばれてゐるけれども、日本の紡績工場に於けるそれとは全く異なる。拙稿、支那紡

でなく、支那の紡績工場ではむしろこれが放棄されてゐる場合が多い。然し管理を行ひ得るならば、工場経営上それがヨリ有効であることも自明である。そして經營者から見たこの勞働請負制度の意義も、一つにはそれによつて行はれる勞働者の管理の點に存在する。同時にこれらの事實のうち、寄宿舎制度さへも整備されてゐないと言ふことが、やがてこの勞働請負制度存在の一要因となつてゐることを見出し得るだらうと思ふ。

勿論、日本的な寄宿舎制度が整備され、それによつて經營者自身が勞働者の管理に當つたとしても、直ちに勞働請負制度が廢止されるなどは言へない。それにしてもかゝる方法は、請負人の不當な中間收取を制限し、彼等の跳梁の餘地をヨリ少なからしめる有力な手段として役立つことは否定されない。然し一般的には、この寄宿舎制度の採用も企圖されなまゝであるのが、支那紡績業に於ける現實の状態である。

一般に後進國に於けるほど、勞働力の浪費的であるのに對し、資本——特に固定資本、社會政策的諸費用等——は極度に節約される。寄宿舎制度の採用に於いては、固定設備は別にさう問題でないが、支那の場合には特に食事の給與、即ち食費負擔の點に問題が存在する。更に經營者この制度をを採用する限り、その整備に關し一應種々の社會的な考慮が拂はねばならぬ。かくて寄宿舎制度の如きも、それを採用することなくして濟むならば、採用しないまゝに放置しておくことは採らるべき一つの手段たるに相違ない。支那紡績業經營に於ける以上のやうな事實も、かゝる資本節約の支那的な一箇の現はれと言へよう。こゝに利潤追求に於ける植民地的性格の一方を求めるとは不當でないやうである。^(註)

(註) 戸田義郎氏は、支那の紡績業に於いて寄宿舎制度が發達しない理由として次の如き諸點、即ち、支那勞働者の恣意的

な生活態度は寄宿舎制度に伴ふ規則的な生活態度と相反すること、よし寄宿舎制度を實行したとしても、現在の如き長労働時間の下ではこれを効果的に利用し得ないこと、更にこの制度の下で與へられるであらう教養もやがて彼等の復歸して行く社會と調和し難いこと、等の事實をあげられてゐる。これらのうち、同氏の言はれる労働者の恣意的な生活態度が寄宿舎制度の發達を阻害してゐることは事實であらうが、それも阻害の一部に止まり、其他の點については特に取上げらるべき性質のものではないと思ふ。長労働時間の點については、深夜業廢止前の我が紡績業に於ける寄宿舎制度の發達を指摘すれば充分であらう。教養云々については、どのやうな教養が與へられてゐるか、先づ問題であるが、それにしても、それが寄宿舎制度の發達に言ふべきほどの阻害的作用をなしてゐると言ふことは考へ難いことである。

更に同氏は以上の如き理由の下に、紡績資本家に於いてなされた寄宿舎制度確立の努力も、結局失敗に歸したといふ事例のあることを指摘され、これを支那では寄宿舎制度が發達し得ないことの例證とされてゐるやうであるが、然し問題は、このやうな『努力』が如何なる内容を有ち、且つ一般にそれがどの程度に存在してゐるかと言ふ點にあるだらう。

他方、氏の言はれるやうな阻害的事情が存在するにも拘らず、支那に於ける紡績工場にも現に日本式の寄宿舎制度が行はれてゐるところもある。これはこの制度の存在の可能なることを示すものと言つてよい。我々はこゝに一つの問題として、箇々の工場に於ける労働政策或ひは經營政策の相違を考ふべきであらう。

四 請負人の存在・傳統的勢力、其他

この労働請負制度の發達にとつて更に注意するべきは、包身工の仲介者たり管理者たると共に同時に中間收取者たる請負人の存在或ひはその傳統的勢力である。彼等は勿論既に述べた如き一定の社會的條件の下に生まれたものであるが、その存在はやがて一箇の有力な既成的事實と化し、この制度の存立上重要な役割を演じてゐる。

彼等は特に自己の出身地方或ひは同郷者間に於いて少なからざる勢力を有つてゐると言はれる。これは地方の農民達が都市に労働の機會を求めんとする場合、何らかの仲介者、周旋者——而して労働請負制度に於ける請負人はこれらのうちの有力なもの或ひは少くともその一つである——を必要とすると言ふ事實からばかりでなく、

更に支那に於いて強く見られる同郷者間の結合關係によるところが多い。而かも他方には工場經營者により、彼等請負人の多かれ少なかれ積極的な利用策がとられてゐるのである。

請負人の活動は、然し單に農村に於いてばかりでなく、都市に於いても行はれてゐることは、先きにも指摘した通りである。土地から離れ故郷を追はれて來た農民達がどんな仕事にでもありつかうとしてゐる時、彼等は請負人にとつて好箇の收取對象である。こゝに或ひは一つの疑問が生ずるかも知れない。即ちかゝる勞働の機會を待つ者が工場の附近に多數存在し、同時に工場經營者の方でも彼等を利用せんとするならば、本來そこには仲介者的存在の餘地も少く、従つてまたこれらの事實は勞働請負制度を否定する方向へ向はしめる筈だからである。事實、地方によつては、工場の近くに豊富な勞働力の存在することが少くとも有力な一原因となつて、この制度の發達を妨げてゐるやうな場合も見出される。然し現實には凡ての場合必ずしもさうでない。一方には請負人の飽くことない活動があると共に、他方には極度の貧困と無知があり、やがてこゝにこれら貧困・無知の者達は無雜作に請負人の手に委ねられることとなる。このやうな事實は、上海の貧民街に於いて恐らく最もよく見出されるであらう。¹⁾

然し右にも指摘したやうに、請負人の存在は、支那の紡績業に於いても必ずしも凡ての地方に見られるわけではなく、地方によつては中間收取をこゝとするが如き請負人の殆んど存在しない所もある。請負人が存在しない限り、勿論勞働請負制度も存在し得ない。

かくして請負人の存在或ひはその活動の如何は、この制度の存立乃至普及の程度を決定する重要な要因をなし

1) Cf. Fong, H. D., *Industrial Organization in China*, pp. 41-42.

て居り、これらの相違は、やがてまたこの制度の有無・發達の地域的な差異となつて現はれてゐる。

支那の鑛業に於いては、請負人（所謂把頭）の勢力が異常に強く、それが、そこに於ける請負制度（把頭制度）の廢止乃至縮少の困難なる重大な理由の一つとされてゐる。²⁾これに較べるならば、紡績業に於ける請負人の勢力はそれほど鞏固ではないけれども、然し現に彼等の介在する地盤は依然存在して居り、またそこに、或る程度慣習的な或ひは傳統的な勢力の存続してゐるは否定されないだらう。

更に上來述べ來たつた問題の外、請負人の存在或ひはこの労働請負制度の發達に對する消極的、な、要因として、支那に於いては、これらの事實を制約する國家的或ひは社會的な條件の欠如してゐることも一應注意されねばならないだらう。前述の戸田氏によつて指摘されてゐる公設職業紹介機關の未發達の如きはその一つであるが、支那では一般に今日なほ労働請負制度を制限し或ひは廢止せしめる如き公共的施設は殆んど存在せず、また人身賣買禁止の如き法的な制約も實質的には殆んど効果を有つてゐない。もつとも職業紹介に關する法規の如きによつて請負人の活動にも一應制限が加へられるやうになつて居り、現に彼等の活動は舊國民政府の取締りによつて多少制限されて來たとも言はれる。（但しこの間の具體的事實は詳かにしえない）。また上海に於いては、上海共同租界工部局が、この制度の廢廢に對し注意を喚起してゐると言ふやうな事實もある。そしてかゝる制約的な方法がこの制度の廢廢に對し多かれ少かれ役立つてゐることは否定されたいだらうが、然しそれらも未だ充分有力な作用をなすには至つてゐない。これらの事實は何れもまた、この國の遅れた發達段階に照應するものに外ならないであらう。

2) Cf. Torgasheff, B. P., Mining Labour in China, 1930, p.9. pp. 58—59.

3) 例へば職業介紹所暫行辦法(民國二十年十二月三日, 實業部公布, 同日施行), 職業介紹所法(民國二十四年八月七日, 政府公布)等。

京都帝國大學經濟學部内

「東亞經濟研究所」要項 (昭和十五年十一月十日設立)

- 一、東亞經濟研究所ハ東亞經濟ニ關スル研究ヲナスヲ以テ目的トス
- 二、東亞經濟研究所ノ事務所ハ京都帝國大學經濟學部内ニ之ヲ置ク
- 三、東亞經濟研究所ハ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、研究雜誌『東亞經濟論叢』ノ發行
 - 二、研究叢書『東亞經濟叢書』ノ發行
 - 三、研究報告『東亞經濟叢書』ノ發行
 - 四、研究受託 特殊問題ニ關スル外部ヨリノ研究受託
- 四、其他當所ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業
- 五、東亞經濟研究所ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、所長 經濟學部長ニ當ル
 - 二、評議員 經濟學部教授ノ全員ヲ以テ之ニ充ツ
 - 三、編輯委員 評議員會ニ於テ選定ス
 - 四、會計委員 評議員會ニ於テ選定ス
 - 五、東亞經濟研究所ニ於テ選定ス
- 六、東亞經濟研究所ノ研究員、助手及囑託ヲ置ク事ヲ得
- 一、京都帝國大學經濟學部ヨリ受ケタル寄附金ヲ以テ基本財産トス
- 二、基本財産及事業ヨリ生スル收入並ニ委託研究費ヲ以テ經費ヲ支辨ス
- 三、會計年度ノ剩餘金ハ之ヲ基本金ニ繰入ル、モノトス
- 四、役員ハ總テ無給トス
- 五、毎年度ノ豫算及決算ハ評議員會ニ報告シテ其ノ承認ヲ經ルモノトス
- 七、東亞經濟研究所ノ事務ヲ左ノ如ク分擔ス
 - 一、庶務
 - 二、會計
 - 三、編輯
 - 四、資料
 以上

本誌の購讀會員(一ヶ年分金參圓五拾錢)は東亞經濟研究所(振替口座京都一九六七四番)へ申込みましたし

昭和十六年九月二十三日印刷
昭和十六年九月二十八日發行

定價金 壹圓
郵稅 六錢

編輯兼 發行人 松尾哲彦
京都市左京區田中里ノ内町一三

印刷人 橋本岩太郎
京都市上京區上樺木町通千本東入

印刷所 眞美印刷所
京都市上京區上樺木町通千本東入

發行所 京都帝國大學經濟學部内 東亞經濟研究所
振替口座京都一九六七四番
日本出版文化協會會員番號第二二〇〇七一號

配給元 日本出版配給株式會社
京都市神田區淡路町二丁目九番地

發賣所 書肆 有斐閣
京都市神田區神保町二丁目十七番地
電話九段(33)〇〇三三三番
振替口座東京三三三〇番

廣告料	一冊	金壹圓	郵稅 金六錢
	一頁	金貳拾五圓	
定價	一冊	金壹圓	郵稅 金六錢
	一頁	金貳拾五圓	郵稅 金六錢